

公益財団法人 音楽鑑賞振興財団
選考委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第45条の規定に基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、定款第4条に掲げる助成の対象の審査、選定及び褒賞に関する事項を審議する。委員会内に選考委員で構成する本委員会及び選考専門委員で構成する審査委員会を置く。本委員会は、この法人の助成全体の選考に責任をもつ。審査委員会は、この法人が主催する論文作文募集において審査を行ない、審査結果を本委員会に報告する。

(委員)

第3条 選考委員は、5名以上7名以内とし、任期は2年とする。選考委員長は、選考委員の中から互選により選定する。

第4条 選考専門委員は、論文作文募集の応募状況に応じて委嘱するため、定員を設けず、任期は当該論文作文の審査期間とする。

(会議)

第5条 本委員会及び審査委員会の会議は、必要に応じ、理事長又は選考委員長が随時招集する。会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

2 本委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。本委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、選考委員長の決するところによる。やむを得ない理由のため、本委員会に出席できない選考委員は、予め通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合、当該選考委員は、本委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

3 審査委員会は、論文作文募集の応募状況に応じて、部会を置くことができる。部会の運営については、本委員会の決議により別に定める。

(選考基準)

第6条 助成の対象の選考は、本委員会が別に定める選考基準に基づいて行なう。

(委員の責務)

第7条 選考委員及び選考専門委員は、助成候補の選考を公正に行なうとともに、選考過程を明確にしなければならない。また、選考の過程で知り得た内容及び個人情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第8条 選考委員及び選考専門委員に対して、年間1人あたり100,000円の範囲で謝礼金を支払うことができる。謝礼金の詳細は、当該年度の収支予算に組み込まれ、事業計画と収支予算を承認する理事会に諮られる。

(特別措置)

第9条 この法人に年間を通じて寄せられる講習会の後援依頼等に対しては、本委員会の開催による選考をその都度行なうことに無理があるため、本委員会が定めた選考基準に従い、この法人の事務局長が後援の可否を判断し、後日、詳細を本委員会に事後報告する特別措置を設ける。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行なう。

(附則)

この規定は、この法人が移行認定を受け移行の登記をした日から施行する。